

保育所児童保育要録の見直し等に関する検討の整理（案）

平成 30 年 2 月 7 日

改定保育所保育指針（平成 29 年 3 月告示、平成 30 年 4 月適用）における「小学校との連携」（第 2 章 4（2））に関する記載を踏まえ、保育所保育と小学校教育との一層の円滑な接続に資するよう、以下の点を中心に検討。

- ・ 子どもの育ちを支えるための資料として、保育所から小学校へ送付される保育所児童保育要録（以下「要録」という。）が、より現場の実態に即して活用されるためには、現行の参考様式、記載内容に関する留意事項等について、どのように整理・充実すべきか。
- ・ 保育所と小学校の連携を一層促進するためには、要録の活用を含め、今後どのような取組が必要と考えられるか。

1. 保育所児童保育要録の改善等

（1）保育所児童保育要録の目的を踏まえた記載事項の見直し

【今後の方向性（案）】

○ 保育所と小学校の間で、保育所保育の特性、基本原則（養護と教育の一体的展開、生活や遊びを通じた総合的な保育など）、保育のねらい及び内容などの理解が共有されるよう、様式の冒頭に要録の位置付けや意義を明記した上で、要録の記載事項を以下のように改善してはどうか。

- ・ 保育所保育においては養護と教育が一体的に展開されることを踏まえ、現行の参考様式では「養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる事項」と「教育（発達援助）に関わる事項」について、それぞれ別々に記載欄が設けられているところ、これらを一つに統合する。
- ・ 保育所保育における子どもの育ちの姿をより適切に表現する観点から、保育所保育指針に示される保育の目標を具体化した五つの「領域のねらい」に加え、新たに「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（※）」についても様式に明記する。

※ 改定保育所保育指針の第 2 章「保育の内容」に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿

<主な意見（第1回検討会）>

（養護と教育に関する記載欄の統合）

- ・要録は、保育所保育における子どもの育ちの姿を小学校に伝えるためのものであるという目的を明確にすることが重要。
- ・養護と教育に関わる欄を統合し一体的に記載する形としたほうが、保育の実態に即しており記載しやすいのではないか。また、保育所保育においては養護と教育が一体的に展開されるということが、小学校にも伝わりやすいのではないか。

（五つの領域のねらいと幼児期の終わりまでに育ってほしい姿）

- ・様式の中に五つの領域と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿という考え方を、ポイントとして押さえておくことは必要。
- ・様式の中に示すことで、要録作成の担当者が要録に記載する際に、五つの領域のねらいや幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を意識して記載しやすいのではないか。
- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、小学校側から到達目標的に受け止められることのないよう、これらの示し方や記載内容に関する説明には、注意や工夫が必要。

（2）要録における保育の過程と子どもの育ちの示し方

【今後の方向性（案）】

- 要録には、主に最終年度（5、6歳）における1年間の保育の過程と子どもの育ちについて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し、子どもの生活や遊びにおける姿を捉えて記載することが適当ではないか。また、このことを記載に際しての留意事項として様式に提示してはどうか。
- 保育士（要録の書き手）が、どのような視点をもって保育を行い、子どもがどのように育ったかを明確に意識することにより、要録が記載しやすくなる。また、小学校の教員（要録の読み手）にも、保育の計画から実践、評価へと至る保育の過程とその中での子どもの育ちが明確に示されている方が、子どもの姿が伝わりやすい。こうしたことを踏まえ、「年度当初に全体的な計画に基づき長期的な見通しとして設定したこと」と「その子どもの保育に当たって特に重視してきたこと」を記載事項に追加してはどうか。
- 「子どもの育ちに関わる事項」は、現行の様式では「子どもの育ってきた過程を踏まえ、その全体像を捉えて総合的に記載すること」とされているが、入所からの子どもの育ってきた過程全体の中で、最終年度における保育の過程と育ちの姿を理解する上で特に重要と考えられることを記載するよう示すなど、記載内容をより明確化することが適当ではないか。また、記載する際には、入所してからの様々な記録を活用することなどを提示してはどうか。

<主な意見（第1回検討会）>

（最終年度の保育と子どもの育ちの記載の仕方）

- ・子どもの育ちを、五つの領域や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に一体一で対応させて分けて書くのではなく、その子どもの特徴的な活動や興味関心のある活動などの具体例を挙げて、全体的に書くようにした方がよい。その場合、一つの記載の中に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に示された視点が、複数含まれることもある。また、十項目に対応した育ちの姿を、一人一人の子どもについて全て書き出さなくてはならないというわけでもない。
- ・子どもの良さや特徴を記載する場合も含め、「こういう子どもだ」とレッテルのような表現ではなく、発達の過程の中にあることが伝わる表現となるよう留意する必要がある。
- ・要録において、単にこんな遊びをしていたというような表面的なことではなく、遊びを通して何が育まれてきたのかを伝えることが重要。遊びを通して総合的に育っていくという保育所保育の基本的な考え方を小学校も共有することが、保育の理解につながる。

（計画・実践・評価に至る保育の過程を反映した要録の記載）

- ・これまでにどのような指導や環境を通して保育を行ってきたのか、その中で子どもがどのような力をつけてきたのか、そうした過程を、具体的な活動の記載を通じて伝えることが大切。

（最終年度に至る保育期間全体を通じての育ちの経過）

- ・これまでの育ちの経過や背景があつての最終年度の育ちの姿であるという意識を、保育士等が持つことが大事。保育所生活全体を通して子どもが育ってきた過程の中で、特にその子どもを理解する上で重要と思われることが要録に反映されるとよいのではないかと。

(3) その他

【今後の方向性（案）】

- 保育のねらい及び内容、幼児教育を行う施設として共有すべき事項並びに小学校との連携について、保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領において整合性が図られたことを踏まえて、要録の様式についても整合性を図ることが必要ではないか。
- 子どもの健康状態や保育における個別的な配慮など、個人情報の取扱いに留意しながら、特に小学校へ伝えたい事項に関しては、特記事項として記載するようにしてはどうか。
- 保育に関する日々の記録を作成することが、要録の作成や保育所内での子どもの理解の共有につながることの意義や重要性について、様式等に明記してはどうか。

<主な意見（第1回検討会）>

（子どもの健康状態等に関する特に小学校へ伝えるべき事項）

- ・個人情報保護の観点や子ども家庭福祉の観点から、特に小学校へ伝えるべき事項として何を、どのように記載するか迷うこともある。要録に書くべきことは何か、どの欄に何を書くべきなのか、保護者への説明・周知等、基本的な考え方を整理してわかりやすく示す必要がある。

（要録以外の方法・手段による情報の共有）

- ・要録の記載内容の補足説明や保育所やクラス全体で大事にしていることなどについては、複数の保育所と小学校の教職員が集まり引き継ぎを行う会を開催するといった例がある。

（要録作成を通じた保育の質の向上）

- ・地域によっては、子どもの育ちの経過を毎月児童票に記録しているといった例もある。それらを総括したものが翌年度に次の担任へ毎年引き継がれていき、蓄積されて要録作成の際に参考とされるなど、従来からある記録を整理して要録作成に活用する方法も考えられる。そうした取組を通じて、子どもの育ちを捉える視点が保育所内で共有されることも重要ではないか。
- ・子どもの育ちの姿を踏まえて要録を作成し、小学校へと送ることにより、日常の保育における保育士の子どもの理解の視点もより明確なものになる。また、そうした視点は、保育所内で組織として共有され、要録のみでなく日頃の指導計画等にも反映される。こうした一連の取組全体が、保育の質の向上へとつながっていくものであるという理解も重要。

2. 保育所と小学校との連携に関する取組の促進

【今後の方向性（案）】

- 保育所と小学校との間で連携が一層促進されるよう、以下の点について、具体的にどのような取組が有効と考えられるか。
 - ・ 保育所と小学校との間での保育所保育の特性や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等に関する理解の共有
 - ・ 保育所と小学校の連携に当たっての施設長や校長など管理職の役割
 - ・ 地域全体の連携を支援する上での行政の役割
 - ・ 特別な配慮を要する子どもに対する保育所における支援の内容等に関する情報の共有 等

- また、保育における子どもの育ちの姿についての理解を共有する観点から、保育所と小学校に加え、幼稚園や認定こども園を含めた、地域において保育や幼児教育を担う施設の関係者が連携することも重要であるが、どのような取組が有効と考えられるか。

<主な意見（第1回検討会）>

（保育所と小学校の理解の共有に関わる取組）

- ・ 要録を介して保育所と小学校の間で情報交換ができることが重要。
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について保育士と小学校教員が合同で学ぶ機会やツール等があることで、保育所と小学校が理解を共有できる（高知県の取組例など）。

（連携を促進するための体制）

- ・ 保育所、小学校の管理職が、要録の活用を含め保育所等と小学校の連携の意義や重要性について理解することが重要。
- ・ 広域にわたる保育所等と小学校の連携については、個々の保育所等では対応が難しい。行政の関与が必要。
- ・ 保育所と小学校の教職員合同の研修の機会をもつことが重要。その際、幼稚園、認定こども園も共に開催できるとよいのでは。他にも小学校教師の一日保育士体験など、地域全体における各施設の連携が充実するよう、行政が取組の促進を支えていくことが求められる。
- ・ 自治体における取組として、特別な配慮を要する子どもについて、就学時引き継ぎシート¹の作成・活用の例などがある。